

第5回  
東京都食品安全審議会検討部会会議録

平成16年11月29日（月曜日）  
第一本庁舎42階特別会議室B

午後2時00分 開会

○小川食品監視課長 皆様、大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第5回東京都食品安全審議会検討部会を開催させていただきます。

私、食品監視課長の小川でございます。委員の皆様方には、お忙しい中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。議事に入りますまでの間、私が進行役を務めますので、よろしくお願いいたします。

まず、定足数の確認でございますけれども、審議会規則第6条に基づきまして、委員の皆様の出欠状況を確認させていただきます。現在のところ8名で、定足数10名の過半数に達しておりますので、部会開催の定足数を満たしていることをご報告いたします。

なお、松田委員は、少し遅れてくるというご連絡がありました。それから、高橋委員は、ご都合により本日はご欠席でございます。なお、私ども、本日は都議会の常任委員会がございまして、健康安全室長、参事、健康安全課長につきましては、欠席させていただくことを、皆様方にご了解いただきたいと思います。申しわけございません。

次に、本日の予定でございますけれども、お手元の次第にありますように、中間のまとめに対する意見の集計結果について報告をさせていただいた後、これらの意見を踏まえて、食品安全推進計画の考え方の検討部会報告案について、十分にご検討をいただきたいと思います。

それでは、丸山部会長に審議の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○丸山部会長 皆様、こんにちは。それでは、本日の審議に入らせていただきます。

まず、中間のまとめに対する意見募集、それと、11月16日に第4回検討部会として開催いたしました意見を聴く会、ここにおいてご意見をいただいたわけですが、その集計結果につきまして、まず事務局のほうからご報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中村食品安全担当係長 それでは、事務局のほうからご説明をさせていただきます。

お手元の資料でございますけれども、レジュメがついておりまして、めくっていただきますと資料1というのがあるかと思えます。小さな字で恐縮でございますが、ご確認いただきたいと思います。

まず、資料1の1ページ目から5ページ目まででございますが、本年11月1日から12日まで、パブリックコメントを募集させていただきました。また、16日の意見を聴く会におきまして、ご来場の皆様にアンケート用紙を配らせていただきまして、そのアンケートに今回の考え方に対するご意見もちょうだいしてございます。それを事項別に並べたものでございます。確認いたしますと、具体的な事業に対するご意見を非常に多くいただいております。今回、審議会のほうでは、計画の考え方という部分でまとめをいただいておりますので、これらの意見をどのように反映していくかということについて、本日ご意見をいただきたいと思います。では、実際にどのようなご意見があったのかを、ご確認いただきたいと思います。

お手元の資料1の1ページをごらんください。例えば具体的な事業と申しますと、No.1にございますとおり、事業者の自主的衛生管理という部分につきましては、今回、戦略的プランの中で、私どもでやっております認証制度というものを出示しておりますけれども、

それに対して、例えば当該食品にマーク表示をするなどし、事業の推進を図っていくべきではないかと、そのようなご意見をいただいております。それから、同じようにNo.5にございますとおり、認証制度につきましては都民や事業者への広報、それから普及が周知徹底されていない、この辺が不十分ではないかというような、具体的な施策としては、そのようなご意見をいただいております。

それから、次の項目、体制整備・連携というのがNo.10からずっと書いてございますが、この中で例えばNo.15でございませけれども、いわゆる国とのダブルスタンダードがないようにというようなこと、そういうご意見をいただいております。それから、次の項目といたしまして、2ページ目のNo.22の部分ですけれども、例えば食育ということ、これも今回、戦略的プランの中で食育というものを出してございませけれども、食育が重視される中で、教育庁が都庁内の食品安全対策推進調整会議などに参加するように働きかけること、このようなご意見をちょうだいしてございます。

それから、監視・指導です。監視・指導の部分では、No.26からずっと、続きましては検査・調査という形でNo.31まであるわけですけれども、この辺になりますと、例えば遺伝子組換え食品への対策ですとか、そのような具体的ご意見をいただいております。

それから、No.32からは検証という部分ですけれども、この検証につきましては、例えばNo.32になりますと、戦略的プランの目標数値を明確にしてこの取組の実効性を高めることを要望する。これにつきましては、同じような意見を3件いただいております。右の備考欄は、同じような意見の件数を掲げさせていただいております。

それから、次の表示の部分ですけれども、表示につきましては、例えばNo.37にございませけれども、食品の表示規制というものが非常に複雑になっていて、中小企業などでは対応に苦慮されている。食品メーカー等に対する食品の講習会等を都で積極的に行うべきであるというようなご意見をいただいております。

それから、3ページ目のほうになりますと、今度は未然防止という部分でございませけれども、例えばNo.40になりますと、未然防止ということから予防原則への検討をさせていただきたいということ。それから、次のNo.41も同じような趣旨になろうかと思いますが、科学的知見の不確実性に着目して、正式な知見が得られるまでの暫定的な措置として、より安全性に留意した施策をとるという管理方法をとられるべきであると考えというようなご意見です。この辺も具体的な施策への反映という部分になろうかと思いますが、そのようなご意見を複数いただいております。

それから、No.46からになりますけれども、リスクコミュニケーションの部分でございませ。例えばNo.46になりますけれども、都民とのコミュニケーションの機会を設け、その意見を反映していくことでもありますとか、あるいはNo.47のように、非常に細かな、例えば市町村・保健所・消費者センターとの有機的な事業連携の推進を加えていくとか、そのようなご意見をいただいております。それから、No.52になりますけれども、例えば事業者との交流の場づくりのために積極的に事業者へ働きかけることを求めるというような形で、いわゆる行政だけではなくて、関係者としてこのような取組もというような、そのようなご意見もいただいております。

それから、No.56からになりますと、これが食育の部分でございませ。4ページ目のほうで、例えばNo.58になりますけれども、消費者教育のあり方などを教育現場でも検討し

てほしいとか、そういったようなご意見をいただいております。

続きまして、No.59からは制度構築という形でまとめてさせていただいたんですけれども、都としてこのような制度をとというような部分でございます。例えばNo.60になります。都民からの申出制度、こういうものを推進計画の中できちんと位置づけていくべきではないかというようなご意見です。それから、例えばNo.63になりますけれども、環境ホルモンの基準を都独自に子どもの体重の基準にしてほしいとか、こういった細かな事業の施策についてのご意見もいただいております。それから、No.72になりますけれども、第三者のチェック機関が必要ではないかというようなご意見とか、この制度構築につきましては、いろいろ具体的な施策についてのご意見をちょうだいしているということでございます。

それから、4ページが一番下からはその他という部分になります。幾つかご意見をいただいております。その中で、5ページになりますけれども、例えばNo.81、消費者の権利を守るという視点で施策への推進をしてほしいというような部分。あるいは、No.85のように、具体的な記述をしてもらいたいということで、例えばBSEであるとか、遺伝子組換え食品であるとか、残留農薬の問題であるとかということで、いわゆる今回の計画の考え方という部分と、個別具体的な施策に対するご意見と、今回、非常に多くご意見をいただいたということでございます。

受理件数でございますが、今回27件、27人の方から、延べで項目として86件のご意見をちょうだいしたということでございます。

さらに、再掲という形になります。次のページから、実際に委員の皆様方にもご出席をいただきました、今月の16日に開催をいたしました「意見を聴く会」での発表表明内容をまとめさせていただいております。当日は50名ほど来ていただきまして、実際にご意見を発表していただいたのは8名となります。

今申し上げました内容と重複しますけれども、同じような形で事項別にまとめさせていただいております。例えばNo.14ですけれども、いわゆる国とのダブルスタンダードがないようにというような部分でありますとか、No.16にございますけれども、戦略的プランの目標数値を明確にしてこの取組の実効性を高めてくださいというような部分でありますとか、No.21になりますけれども、予防原則ということを検討していただきたいというような部分ですとか、あとは、制度構築にあたりまして、例えばNo.29にありますような子ども基準を設けるというような部分、それから、最後の部分になりますけれども、No.38になります。最終計画には具体的に記述をしていくということを求めるというような部分、こういったご意見をちょうだいしたということでございます。

非常に細かい字で内容を全部書いてあるんですけれども、内容をはしょりますと、やはり真意が伝わらないという部分がございますので、ほんとうにいただきました意見そのままというような形で事項別にまとめさせていただいた資料でございます。

以上でございます。

○丸山部会長 ありがとうございます。

ただいまご報告のありましたパブリックコメントによるご意見、それから意見を聴く会の説明をいただいたわけですが、それについて、これから審議に入りたいと思います。

進め方としましては、この議論を効率よく進めていくために、事務局で用意をした検討

部会報告案をもとにご審議をいただいたほうがよろしいかと思ひます。ただいまの意見を入れまして、事務局のほうで加筆、修正していただいた部分が今日のお配りした資料についてございますので、そのことについてご説明し、それをもとに審議をしてまいりたいと思ひますので、事務局のほうからご説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○中村食品安全担当係長 それでは、また引き続きまして私のほうから、ご説明させていただきます。お手元の資料2をごらんいただきたいと思ひます。

資料2でございますが、今、部会長のほうからご説明いただきましたとおり、最終的な取りまとめを年明けにしていくわけでございますけれども、それを踏まえまして今回の案でございます。どの部分を修正したかということにつきましては、資料の中のアンダーライン等を引かせていただきまして、どういう形で修正したかわかるようにしてございますけれども、その箇所について逐一ご説明させていただければと思ひます。

資料2の1ページをお開きいただきたいと思ひます。まず、「はじめに」の部分でございますが、今申し上げましたとおり、最終的な報告の取りまとめに向けての書き出しという形で修正をさせていただきました。

経過等を述べている部分でございますが、東京都食品安全審議会は、平成16年7月29日、「東京都食品安全推進計画の考え方」について知事から諮問を受け、各方面の専門家による様々な視点からの審議を行うため、検討部会を設置した。

検討部会においては、「東京都食品安全条例」に示された目的、基本理念等を踏まえ、食品安全推進計画を策定するにあたっての視点や、計画で示すべき事項など、計画の考え方について検討を進めてきた。

また、平成16年10月25日に審議会が取りまとめた「中間のまとめ」に対する意見のほか、平成16年11月16日の第4回検討部会において開催された「意見を聴く会」で表明された意見等を踏まえ、検討を重ねてきた。

こうした検討を経て、わが国最大の食品の消費地であり物流の拠点である都の地域特性を踏まえ、食品安全推進計画を策定するに当たり、計画の中で示すべき事項とその考え方について取りまとめたので、審議会へ報告する、という書き出しでございます。このような形で最終取りまとめをさせていただければと考えております。

続きまして、4ページになります。4ページ目の中ほどに、アンダーラインが引いてある部分があるかと思ひます。これは加筆をした部分になりますが、先ほどのパブリックコメントの中で、いわゆる消費者の権利を確立するためという目的を明らかにしていただきたいというような部分がございます。

これにつきましては、今までの部会の中でもちょっとお話をさせていただいたかと思ひますが、まずそのアンダーラインを引いた箇所の上の部分になるんですけども、東京都におきましては、消費生活に関して、消費者の権利の確立を目的とした申出制度などを規定しました消費生活条例というものが既にごございます。こうした諸条例等を相互に補完しながら、食品の安全確保に向けたさまざまな対策を進めております。

それからもう一つは、施策の体系というものをまとめていただきましたけれども、その中で、こうした申出制度なども位置づけております。

そもそも、この計画自体が食品安全条例に基づいて作成をされるというものでございま

すので、食品安全条例に示されている目的、それをやはり明らかにしておくべきではないかということで、今回そのアンダーラインを引いている部分でございますけれども、「食品の安全を確保し現在及び将来の都民の健康保護を図るため」、次のような視点から検討が必要であると考えということで、まさに条例の目的に沿った計画を進めていくということをここで明らかにしていこうという趣旨でございます。

それから、次のパラグラフになりますが、(1)食に対する信頼を高めるための施策の充実というところにやはりアンダーラインが引いてある部分でございます。「国との役割分担を踏まえ」という部分でございます。これは先ほどの国とのダブルスタンダードというようなことがパブリックコメントの中で何回か出てきております。これもやはり都が国よりも厳しい基準を設けるとかということではなくて、国との役割分担を踏まえて、その自治体レベルでの施策の充実・強化を進めるということを明らかにしておきべきではないかという考え方から、そのアンダーラインの部分を追加させていただきました。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、16ページになります。16ページは、これは施策の体系ということで、東京都が進めてまいります食品安全のための施策、その体系を事細かに説明している部分でございます。その中ほどですが、対応ということで、丸が3つございますが、その3つ目を「苦情・相談など日常業務を通じた意見聴取とそれらへの適切な対応」という形にさせていただきました。先ほどの申出制度が不十分ではないかというようなパブリックコメント等もございましたが、私どもは、消費生活条例に基づきます申出制度というものも設けているんですが、それ以外に、いわゆる日常的な相談でありますとか、苦情でありますとか、そういう窓口を、各保健所でありますとか、また、本庁におきましても都民の声窓口というようなものを設けて、日常的に受け付けています。

ただ、今までの記述の方法ですと、「相談・苦情など日常業務を通じた意見聴取」というところで終わっておりましたので、「それらへの適切な対応」、苦情があれば原因究明をし、それに対する再発防止等、そういうことも図っておりますので、それらへの適切な対応も図っているというようなことで、その一文を入れさせていただいたということでございます。

続きまして、またちょっとページが飛びますが、23ページになります。23ページの上から5行目になりますけれども、「具体的な目標を明確にして」というところにアンダーラインが引いてあるかと思えます。この部分は戦略的プランの考え方の部分でございます。パブリックコメントのご意見の中でも、その戦略的プランにつきましては、具体的な数値でありますとか目標、そういうものを明確にして着実な推進を図っていくべきであるというご意見がございました。今回、その具体的な目標を明確にして、着実な推進を図るべきということで、一文を入れさせていただいたということでございます。

またちょっとページが飛びますが、続きまして、32ページになります。32ページの部分で、何を变えたかということなのですが、一番下の部分になりますが、施策の推進体制ということで、現在設置をしております部会につきまして、具体的にどういう関係局が入っているかということをお示ししました。パブリックコメントの中でも、その推進体制の中に教育庁が入っていないのではないかというようなことで幾つかご意見をいただいております。実は食育推進部会という部会でございますが、そちらのほうに既に教育庁は参加をしており、検討を進めているというようなことですので、それがちょっと見づ

らかった部分がございますので、改めてその辺の表記をさせていただきました。

続きまして、33ページになりますが、33ページの上から4行目の「定期的に」に二重線が引いてございまして、次に「年度ごとに」という言葉を挿入させていただいております。パブリックコメントの中でも、その進捗状況につきましては、やはり定期的にきちんと報告をし、それから、広く都民にその周知をしてというような部分がございますので、この会でも何回かお話ししておりますが、基本的に、年度ごとに食品安全審議会のほうに進捗状況は報告させていただく。それと同時に、中間年度におきましては、都民への公表をしていこうと、そのような考え方をいただいておりますので、その辺がはっきりとわかるような形で修正をさせていただいたという部分でございます。

それから、例えばGMO、遺伝子組換え食品への対応ですとか、例えば残留農薬、BSEの体制などにつきましては、施策の体系というような中で、個別に計画をつくる段にあたりまして、私どもが考えて、きちんと法との役割分担を踏まえた形で事業の中身を見させていただければなど、そのような形で考えてございます。

中間まとめに対する修正部分につきましては、以上でございます。

○丸山部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました件について、ご質問、ご意見がありましたらお受けしたいのですが。どうぞ。

○池山委員 28ページに下線を引いた部分がありますが、それはどうなんですか。

○中村食品安全担当係長 すいません、説明が漏れましたが、28ページからにつきましては、全く新しい項目を入れさせていただきました。今申し上げました部分は中間まとめとして出させていただいた部分の修正箇所でございます。28ページにつきましては、後ほどご説明をさせていただければと思っております。

○丸山部会長 池山委員、この28ページは、今ご説明のように、後で行いたいと思います。

いかがでしょうか。パブリックコメントと、それから意見を聴く会の両方で80以上の項目でご指摘をいただいたり、ご意見をいただいたのですが。先ほどご説明のように、私たちの目的は、考え方をまとめるというところに対して、やっぱりご意見をいただくと、かなり具体的な部分での提案がごらんのように大変多いということです。80以上のものを、その考え方だけのところに反映させていくと、今、事務局のほうからご説明いただいたようなところに集約されていくのではないかと。28ページのところはちょっと置いて。そういうふうになってしまっているの、意外と修正や加筆の部分が少ないのかなという印象かもしれませんが、こういうところが入っていないじゃないか、反映されていないじゃないかというようなご意見も含めて、どうぞ皆様方からのご意見をいただきたいと思っております。よろしくどうぞ。林先生、どうぞ。

○林委員 幾つかあるんですけども、1つは、この意見の中で、遺伝子組換え食品に関する意見や提案が結構たくさんあるように思います。確かに遺伝子組換え食品というのは個別事項だということで、なかなかこういうものに取り入れにくいということはあるかもしれませんが、やはりそれだけ都民の中で遺伝子組換えに対する不安があるんだろうと思っております。その辺をどのようにお考えになっているかということをお尋ねしたいと思いますが、あらかじめ意見として申し上げれば、やや一般化して取り入れるということは、

手法として可能だろうと私は思います。例えば、承認されていない遺伝子組換え食品が原料としてお菓みに紛れ込んでいるなんていうことがあるわけですが、そういうものは検査を強化するという項目の中に入るだろう。それから表示については、表示はされていないけど、実は入っていたとかという問題があるわけですね。そういうものも表示に対する監視の問題として取り入れることは可能だろうと思います。それから、港で落ちこぼれて、そこから芽が生えて出てくるなんていう話もあるようですけれども、その辺はいわば環境の問題ですね。これは少し食品安全から離れるかもしれませんが、そういう取り入れ方はできるのではないかと思うんですが、そんなところでいかがでしょうか。

○丸山部会長 今の遺伝子組換え食品のことについて、事務局のほうから。どのようにそういう大変高い関心のものを考え方に盛り込めるかというご意見だと思いますが。

○中村食品安全担当係長 ご意見としては、まさにそのとおりで、今、GMOにつきましては輸入物しかない状況です。国内では栽培されていませんので。要するに、輸入食品対策の一つとして、そういうものをきちんとやっていこうと考えております。ただ、輸入食品対策といいますと、GMOだけではなくて、かなり幅広い事項にまたがりますので、個別の事項すべてをその輸入食品対策の中に列記するということが難しかったものですから。まさにご意見としていただきました未承認のGMOの流通防止でありますとか表示の適正化、その辺については、当然輸入食品対策の中で進めていきたいと考えております。

○丸山部会長 今の林先生のご意見の中の、表示というものも含めてですね。

○小川食品監視課長 では、それは私のほうから補足させていただきます。

確かにGMOに関する関心の高さというのは、私どももいろいろな関係方面からのご意見でよくわかっております。今の表示につきましては、JAS法の表示と、それから食品衛生法の表示の両方が、遺伝子組換え食品には適用されております。私どもとしましては、食品衛生法によるチェックとJAS法に基づくチェック、両方やっておりますから、その表示のチェックの充実ということについては、それぞれの個別項目になりますが、そのところで書き込んでいけるかと思えます。

○丸山部会長 林先生、いかがでございましょうか。

○林委員 いや、結構です。

○丸山部会長 ほかにご意見ございましょうか。あるいは、ご提案ということでも結構でございますが、いかがでしょうか。松田委員、どうぞ。

○松田委員 4ページの「国との役割分担を踏まえ」という、その表現なんですけれども、やっぱりダブルスタンダードに対する懸念というのは、消費者側からも、業界側からも出されたと思うんです。これは、国との役割分担を踏まえ、自治体レベルでどうするかというようなことだけでいいのかなと。国との役割分担、どういう形で分担していくのかというのをもう少し明確に示せないだろうかと思うんですけれども、その辺についてはどうお考えですか。

○丸山部会長 この部分は加筆した部分ですよ。この役割分担という表現ではなく、もう少し具体的に踏み込んだ形にできないのかというご意見かと思えますが。

○中村食品安全担当係長 なぜこういう表現をとったかというのは、ご存じかと思えますけれども、食品安全基本法の中の、いわゆる自治体の責務として規定されている部分の中で、国との役割分担を踏まえて、自治体は、その地域、経済性、もろもろ含めて自治体と

してのリスク管理をやっていきなさいというようなことが規定されているかと思います。その辺を実は表現をしたかったということで、まさにそういった法との規定を踏まえて、自治体としてやるべきことをやっていこうと。その部分を言いたかったんですが、あえて書くのであれば、その辺の法の体制の部分を記述するべきかと思うんですけども。

○丸山部会長 松田先生のご意見としては、それがそっくりそのまま入るかどうかということとは論議しなくてはいけないのですが、具体的にもう少し何かご意見があればご披露いただいたほうがよろしいかと思うんですが。

○松田委員 やっぱり、食品安全基本法のほうは、あれはほんとに基本法なので、具体的なことというのは多分書けないと思うんです。それを受けて、自治体はその分担をして、何をやるかというのは、こういうものの中に書いて構わないのかなという気がしています。ダブルスタンダードを避けるということを考えれば、おそらく国のレベルのスタンダードというのはミニマムだと考えて構わないと思います。その国のミニマムのスタンダード以上に、東京都民のためにより安全性の高い食生活を提供するために、こういうようなレベルのものをつくりたいというような、そういう姿勢でやるのであるならば、国のスタンダードと東京都のスタンダードというのはどういう位置関係にあるかというのは、その辺についての原則みたいなのは書けるような気がするんですけどね。

○丸山部会長 小川課長、いかがでございますか。

○小川食品監視課長 今、東京は、国に先駆けていろいろな施策をやっているわけですね。場合によりましては、国の未整備のような施策について率先して取り組み、国を後押ししているような施策というのは結構あると思います。そのスタンダードという意味合いなんですけれども、数値というスタンダード、それから取組ということも、東京ルールなんて言われることもよくあるんですけども、含まれるのかと思います。

私どもがやっている例えば食品衛生自主管理認証制度とか、それから自主回収報告制度というのは、これはどちらかという法律の規制に及ばない、だけれども、やはりそういう制度を導入することによって、より東京都全体がレベルアップするだろうと、そういうことを国に先駆けて実施していると思うんです。ですから、そういう意味では、別に国を乗り越えないでという意味ではなくて、都として地域特性を踏まえた独自の施策というのは十分できると思います。

ご意見の中にあっただのは、例えばある一定の基準がありますが、それを上乘せする形の基準みたいなものは、これはやっぱり混乱のもとになるだろうと。それは私どもも食品安全条例を制定するときから同じ考えで、新たな基準を策定するよりも、目の前にある危害を排除するような仕組みづくりのほうが実効性があるだろうと。そういう形で取組方針を考えてきたわけなんですけれども、決して国との役割分担を踏まえというのは、マイナーなイメージで言っているのではなくて、より積極的なイメージも含めてここで記載しているつもりなんですけれども、その辺のところはちょっとよく見えないということであれば、もうちょっと書きぶりの中でお示しできるかなと思います。

○丸山部会長 ダブルスタンダードの部分について、ほかの委員の先生方からも何かご意見があったらいただければ、事務局としても修正したりするのによろしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。事務局のほうでも、もう少しこの文章のところは考えられますか。今、課長がおっしゃったように、これはマイナーな意味ではないと。こう

はおっしゃるけれども、こういう表現でいけば、どこからどこまでを国がやって、どこからどこまでが都でやるよというぐらいにしか、この文章の中では確かに受けとめられないわけですね。ですから、そのあたりを、もう少し積極的に見えるような形の表現というのは、できないわけじゃないんだらうという感じがします。また、松田委員のほうからも何かご意見があったら、その考え方を表現する適切なものをお寄せいただければ。そういう中で、ここの部分は原則を変えずに修正してもいいというふうにしてよろしいでしょうか。よろしいでしょうか、松田先生。

○松田委員 はい。

○丸山部会長 ほかの部分でいかがでございますか。もうほぼこれで親委員会のほうに出していくまとめになるわけなので、何かありましたらどうぞ。田近委員、どうぞ。

○田近委員 パブリックコメントのときにも事業者の方から意見が出たと思うんですが、表示について大変複雑であり、事業者のほうでも困っていらっしやると。大手は専門家がいるけれども、中小のほうは非常に困っていると、そういう意見が複数出たと思うんです。また、消費者のほうも、JAS法も、いろいろな法も、所轄する省庁がみんな別々だったりすることもありますし、例えば生鮮品と加工品の定義の違いですとか、スーパーなんかでも店内加工にする場合と裸売りの場合の表示の違いですとか、消費者もこれはおかしいなというものは、最近、もう皆さん大分気づいてきていると思っっているんですね。

それを受けて、さらにこの間のパブリックコメントでも、事業者の方からもそういう意見があったので、今回、13ページの食品表示の適正化の推進というところで、どのような書き加えなり何かがされるかと思っっていたんですが、いろいろ煩雑な問題に対して、それを都民及び事業者にわかりやすいものにするために、いろいろな食品表示の正しい知識の普及を促進する必要があるというだけなんです。これは先日の意見等を踏まえてから、もう一歩何か具体的な案とかそういうことは出るかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○丸山部会長 よろしくお願ひします、事務局。

○中村食品安全担当係長 実は、食品表示につきましては、戦略的プランの中で都が優先的、あるいは重点的に取り組んでいくということを明らかにさせていただいております。実際ですと、中間まとめの27ページのほうになるんですが、この中で、今後、計画5か年という形にしておりますけれども、その5か年の中で都が進めていくべき具体的な施策というものの考え方を outsizing させていただいております。

プラン11ということで、情報の共有化の観点からという形になっておりますが、いわゆる適正な食品表示の推進ということで、具体的には、事業者の方にとりましては、各事業施設で、その適正表示の推進の核となるような人材、いわゆる核とは何かということなんですけれども、先ほどご意見がございましたとおり、さまざまな法律が表示に対しては関与してございます。そうしますと、そういった表示につきましては、関係法令のきちんとした知識を持っている方がその核となって進めていくべきだらうというような考え方です。ですから、そういう人材育成についての講習会を積極的に行っていくこと。

それからもう一つは、都民の方への食品表示の意味でありますとか意義、そういうものに関する普及・啓発。普及・啓発といいますと、講習会等もありますし、インターネットを通じてのものもございますし、または印刷物というもの、いろいろな手段が出てくるか

と思いますけれども、そういうものを積極的に推進していこうと。

そういう考え方を今回プランの中でお示しさせていただいているという部分でございませぬ。

○丸山部会長 田近委員のご指摘の点ですが、この戦略的プランのところで具体的なことがここまで既に出してあるということで、一応そういうご意見もこの中に含まれるのではないか、対応としてあるのではないかという事務局からのご答弁なんです。確かにこの表示というのは接点ですから、消費者が一番関心のあるところなので、このように大変ご意見が多かったわけですが、田近委員、今のご回答で何かございますか。

○田近委員 消費者としましては、その表示があまりにも難しくなって、例えば高齢者の方にはわかりづらくなったりするような問題も出てきておりました、本来ならば、ある程度の簡単な、だれでもわかるようなものを基本としてやっていくべきだという考えがあります。

それともう一つ、先ほどいろいろな表示を勉強する企業の核となるような人材を育成するというお話がありましたが、大企業でしたらそれも容易だと思いますが、やはり中小企業では人材がいるかどうか非常に問題になってきているというようなことを直接聞いたことがあります。これはやはり行政側のほうで人材を送り込むというような態度も必要ではないかと思うんですが、それはどのようにお考えでしょうか。

○丸山部会長 課長、どうぞ。

○小川食品監視課長 確かに、核となる人々を養成するという取組が今まであまり行われていなくて、今までは、事業者の方や一般の方を、例えば年に一遍だけ呼んで講習会をすれば、それで事足りるというようなことだったと思います。今、核ということになりますと、そういう人々をある程度重点的に研修するとか、講習するとか、そういう取組のレベルを上げるとか、そういう必要が出てくるのかなと思っております。ただ、それはどういう形になるのか、私どものほうもこれから検討しなくてはなりません。確かに知識を普及・啓発するといっても、なかなか周知が届かないという現状がありますので、やはりそれなりのレベルに応じた縦型の講習会とか、研修とか、そういう取組というのは、今おっしゃるように、確かに必要なことだと、私どものほうも思っております。ただ、ここにつきましては、先ほども申しましたように、考え方の部分なものですので、あまり具体的な施策の中身に踏み込んでしまいますと、計画そのものになってしまいます。皆様のお話を十分踏まえて、計画の中にそのような形で盛り込んでいくということはできると思います。

それからもう1点、食品表示の意味や意義ということですが、安全性を確認するための表示と、それから食品の選択に資するための表示、それが今一緒に表示されているんですね。例えばアレルギー物質が含まれているというのは、アレルギーを持っている人にとっては命にかかわることですので、これは安全性を確認するための表示で、不可欠であります。ただし、食品選択のためとか、企業のPRとか、たくさんの表示があり、JAS法なんかである程度きめ細かく記載場所などが書かれてありますけれども、どうしてもそういうところが周知されていない。表示の目的と意義がよくわからないのに、1つのところに全部書かれているので、余計わからなくなってしまう。そういう部分は、やっぱり一般の消費者の方が一番知りたいところだと思うんです。ですから、そういうことも含め

て普及・啓発をしていきたいと考えているのですが、確かにここだけでは読ません。ただ、意味としては、そういうことが入ってございます。

○丸山部会長 田近委員、よろしゅうございましょうか。

池山委員、どうぞ。

○池山委員 パブリックコメント、意見を求めたときに、私たちは意見がどのように具体的な施策の中に反映されるのかというのがとても大事なことだと思っております、それが具体的に見えないと、私たちが意見を出すということに対してかなり後ろ向きになりますので、それはとても大事なことだと思っております。

今回も幾つかのところでは積極的に取り上げていただいて、例えば食品安全条例のところで、消費者の権利をあらわしているんだというお答えがありました。「食品の安全を確保し現在及び将来の都民の健康保護を図るため」という言葉を入れていただいたというのは、私は評価いたします。

ただ、ずっとここでも意見が出ていました予防原則につきまして、これはどうなるんだ、どうしてだろうというのは、ずっと引っかかると思うんですね。これは考え方ですから、基本計画のところ、それにかわる言葉をいろいろと考えるというふうにもお答えいただいているんですけども、この未然防止、拡大防止のところ、少し、私も書けと言われてたら、すぐここではできませんけれども、何か工夫ができないでしょうか。

というのは、消費者団体のところは環境問題なんか非常に積極的に取り組んでおまして、その中ですと、予防措置原則とか予防原則なんていう言葉が飛び交っているわけですね。小川課長のおっしゃる言葉というのがまだ明確にきちとなっていないというのもすごくよくわかるんですけども、この辺のところはどうでしょう。

それで、それ以外は、ここには具体的に盛り込まれなくても、計画が具体的にできて、実施細目とか、実施要項とか、計画のもとに具体的にどういうふうにするかなんていうのが出るような流れになると思うんですけども、ほかのところはその中でいろいろと具体化されるというのは見えるんですけど、その辺のところはいかがでしょうか。

○丸山部会長 予防原則というのは、部会の中でも何度もお話が出て、それからパブリックコメントでもあり、意見を聴く会するときにも出ました。その聴く会の中では、いろいろな解釈の仕方があると。東京都は東京都の予防原則とはこうなんだということをきちっと決めてさえいけばいいのではないかというご意見もございました。だから、大変悩ましい問題も行政側としてもあるんだと思うんですね。ですけれども、現在、東京都としてはこういう考え方で進めばいいよという意見もありましたので、何度もここで話してきたことなので、行政の悩みというものも皆さん委員はご存じのはずなので、もう一度ここで、今の池山委員の意見に対してお考えを示していただければ大変ありがたい。ここまでしか言えないんだとか、盛り込めないんだとか、もしそうであったら、それでもいたし方ない部分はあるかと思えます。

○中村食品安全担当係長 それでは、再度という形になるかと思いますが、基本的に、私どもとしましては、その未然防止ということを申し上げているところです。これはさきに制定いたしました食品安全条例の中でも書いてございますが、いわゆる科学的根拠に基づいて、その未然防止というものを積極的に図っていくと、これが私どもが考える予防原則であるということでございます。

特に今回の考え方の中でも、11ページになりますが、いわゆるその戦略的プランへの大きな1つの柱といたしまして、生産から消費までの一貫した未然防止あるいは拡大防止を図っていきますと。これは何かといいますと、11ページのところに書いてございますが、最新の科学的知見に基づき健康への悪影響を未然に防止するための施策を積極的に進めていこうと。そのための具体的な施策としまして、もちろん情報の収集でありますとか、その分析とかあるんですけれども、最終的には食品安全条例の中に規定されています安全性調査・措置勧告という制度も、必要に応じて取り入れ、今申し上げたような未然防止というものを図っていこうと、これが現在の東京都の考え方でございます。

○小川食品監視課長 私のほうから補足させていただきます。

一応、私ども行政で使う言葉というのは、できるだけ定義をはっきりさせておきたいというのが、私どものほうの思いです。東京都の未然防止というのはこういう考え方なんだということを、今ちょっと中村が申しました。確かに環境とのバランスを考えますと、予防原則という使われ方の頻度が格段に違うということはよく承知しております。

それで、私どもも、ここで「生産から消費まで一貫した」という言い方と、それから「健康への悪影響を未然に防止するため」と、非常に強い言葉を使っているのです。「健康への悪影響を未然に防止するため」という強い言葉をなぜ使っているかということ、予防原則というような、影響が出る前にたたくということ自体が、食品の場合には非常に難しい。もしそういうことをしてしまうと、食べるものの範囲がとても少なくなってしまう。そういう懸念があり、世の中に流通している一般の、要するにリスクのあまり高くない食品まで排除してしまうような動きがもし出てしまうと、経済的にも物質的にも非常に損失になってしまうわけです。これは、リスクという考え方の根本にかかわる話というふうに私は受けとめておりますので、あくまで都としては健康への悪影響を未然に防止するという、そういう一貫した考え方や表現をずっと貫いております。池山委員がおっしゃるように、どこかでそういうことの解説や説明がつくようなところがあれば、予防的な考え方というのは、環境問題と相まって食品に密接に結びつく話だからと取り入れることはできるかと思いますが、この計画そのものの中には、申しわけないんですけど、その言葉を入れるのは、私の考えでは非常に難しいのかなというところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

○丸山部会長 池山委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにございましょうか。林委員、どうぞ。

○林委員 今の予防原則については、もうさんざっばらやりましたのであまり繰り返したくはありませんけれども、意見だけ申し上げておきます。

例えば今のBSEの全頭検査というのは、それはなぜ必要なのかということが科学的知見に基づいてきちんと証明できるかということはどうなのでしょう。私は、その辺に不確実性があると理解しております。そういう科学的知見の不確実性に基づいて、より安全に配慮したリスク管理を行うというのが予防原則の考え方ですから、そういう考え方をなぜ東京都はとらないのかというのは不思議でならないと思いますという意見だけ申し上げます。

そのほか、別の問題ですけれども、1つは、この意見の中にもございますけれども、食品衛生自主管理認証制度に関連してですが、事業者側がつくった自主管理マニュアルという

ものがあるって、それも自分たちはちゃんとやっているんだというご意見があるわけですね。そういうものを行政施策のほうで取り入れていくとか、業界や民間の自主的なマニュアルを東京都側が認証なり確認なりして推奨していくという制度も考えられると思うんですが、そういうことについてはいかがお考えかということをお尋ねしたい。

それからもう一つは、全般にわたるんですけども、この計画は5か年計画なわけですよ。そうしますと、ここにさまざまな施策の体系が挙げられているんですが、今後の5か年の間に、その施策には当てはまらないような新たな事態が生じることが大いにあり得るわけですね。そうした場合、施策の追加というのか、そういう事態に対応した追加があってしかるべきだろうと思うんですが、その辺も考え方としてどこかに述べたほうがいいんじゃないだろうか。つまり、ここにずらっと書いてありますけど、それ以外の新たな施策の展開もあり得るんだというようなことです。

戦略プランも同様だと思うんです。戦略プランが挙げられておりますけれども、それがひょっとすると重大な事態が起きて変わり得る可能性もあるのかもしれないと思うんです。そういうフレキシビリティというのでしょうか、そういうふうな対応をとる必要があるということをごどこかで書いておいたほうがいいような気がするんですが、いかがでしょうかということなんです。

○丸山部会長 林委員、そのマニュアルの認証というのは、先生はどこの部分を指して…。ご意見ではなく、この文章の中でということをお願いしたいほうがありがたいんですが。

○林委員 そうですか。

○丸山部会長 もし事務局のほうでお答えできるのだったら、そういうことで。

○林委員 私が言っているのは、意見を聴く会での意見の6番目の中にあるその意見を取り入れて、何らかの施策的な反映をしたほうがよろしいんじゃないでしょうかということをお願いしたんです。

○丸山部会長 じゃあ、事務局のほうで、そのところが反映されているのであればこの部分でということでお答えいただければよろしいんですが。

○中村食品安全担当係長 まず、各事業者の方がされている取組に対しての部分ですけども、それもいわゆる自主管理の推進ということで、施策の体系の中にお示しをしている部分かとは思いますが、8ページの体系のところでごらんいただければよろしいかと思えます。

私ども、一律に都がやっています認証制度に全部乗せていこうという考え方はありません。事業者責任による安全な食品の供給を進める、それに対する支援をしていこうという部分でございまして、そういった積極的な取組をされているということについてはどんどんやっていただく。それに対する、例えばHACCPの導入でありますとか、その他の自主管理への取組を含めて、進めていきたいと考えております。

それから、例えば生産情報の提供の事業なんかもございまして、それは戦略的プランとして出してございまして、それはページで申し上げますと23ページの一番下の部分ですけども、他の団体でありますとか、あるいは関東近県で実施されている同事業との相互連携、認証と、そんなことも進めていきたいと考えております。そのような形で、連携しながら自主管理というものを進めていこうという考え方は一応持っているということでございます。

○小川食品監視課長 林委員がおっしゃっている、民間で取り組まれているような自主的なマニュアルとかそういうものについて、都がもうちょっと追認するなり、承認するなり、そういう制度があったほうがいいんじゃないかというお話だったと思います。私どもが今やっている食品衛生自主管理認証制度のマニュアルの根底となるものを示すときには、当然、現在のレベルでどのような取組がほかの業界で行われているかというものは、ある程度把握しながら原案をつくって検討をしていただいていると。また、そういう人たちをお呼びして検討しているということですので、決して今取り組まれている事業者の自主的な取組が全く無視されているということではないと思います。

○丸山部会長 それで、もう一つのご指摘の、新たな事態が起きたときに、それをどういうふうにしていくかということ、いわゆるその他必要な事項というのがよく書かれますが、そういう部分が明記されていないのではないかとのご指摘かと思います。見直しというのは大分進んで、年ごとにやりますよというふうに進歩したと思うんですが、もう一步進んで、新しい事態というものに対しては、どういうふうにここで表現ができていられるだろうか。小川課長、どうぞ。

○小川食品監視課長 的確かどうかわからないんですが、13ページの緊急時の体制整備というところがございます。ここに「食品に関連する事故等も大規模化、複雑化する傾向にあり、予測困難な事態が発生する可能性が高まっている。こうした事態に迅速・的確に対応するため」という体制整備のところがあるんですが、林委員がおっしゃっている、予測困難な事態をもって、そういう想定がされることが言われているのであれば、このところを当面発動して、これで対応していきたい。要するに危機管理の問題だと思います。

それから、危機管理で対処できないような、かなり根本的な対策をとらざるを得ないような話になってくれば、当面の対策が終わった後に、それから恒久的な対策が何かとれないかどうかというのは、この計画の中に盛り込むには、中間の段階でまたその進捗状況を公表しますから、そういうところで、また審議会の中でご議論いただきまして、盛り込むべきであれば前倒しで盛り込んでいくというようなことは考えられると思います。今のところ、そういうところで私どもは読み込んでいこうかなと思っております。

○丸山部会長 緊急時というのでなくても、5か年間という、考え方によっては長い期間、最初にやったものが変わっていくのではないかと。事態が。そういうものに対する対応は。緊急時じゃなくても、そういうことに対する対応はどうかというご質問だったと思うんですが。

○中村食品安全担当係長 その辺につきましては、33ページの「計画の推進と検証」という部分に改めて書かせていただいているんですけども、その33ページの2つ目のパラグラフになりますが、「今日、食品の安全に関する問題は、現時点では十分に認識されていない新たなリスクの顕在化」とございます。「このため」という部分からですけども、「本計画については5年後に次期計画を策定し、計画期間の途上において、改定が必要となった場合には、食品安全条例の規定に基づき、改めて食品安全審議会への諮問など所要の手続を行う必要がある」ということで、この計画等の改廃につきましては、審議会の意見をあらかじめ聞かなければいけないと、これは条例の中に規定されている部分でございます。もしそういう必要が出てきましたら、条例の規定に基づきましてその手続をとっていかうと、そういう考え方をここで明らかにしているという部分でございます。

○丸山部会長 林委員、私が間違いましたか。いいですか。

○林委員 今のご説明で半ば納得するんですけど、もう少し細かく言うと、この中で、52の施策が挙がっているわけですね。そうしますと、この施策だけで固められてしまって、新規施策の展開というのは、これ以外にはないのかという感じがするんですね。だから、ある事態が起きてきて、必要であればさらに新たな施策の展開があるのではないかと。それをこの審議会にかけて議論するのはいいことなんですけれども、もう少しフレキシブルに動かせないのかなというようなことです。そういうことを少しどこかで書き入れたほうがよろしいんじゃないのかなと思うんです。

○丸山部会長 中村さん、どうぞ。

○中村食品安全担当係長 この体系につきましては、それなりにフレキシブルな部分も残しております。例えば8ページの体系をごらんいただきますと、いわゆる未然防止・拡大防止の部分になるんですが、「情報の収集、整理、分析及び評価の推進」というのを頭に持ってきております。ですから、そういった新たな知見なり、新たな情報があれば、まずそこでそういった情報の収集をし、整理をし、分析をしていこうと。次に、それを施策に反映させていこうと。では、具体的な施策というのとは何かということ、例えば監視・指導でありますとか、あるいは消費者の方への情報提供でありますとか、あるいは事業者の方への教育という部分にもなってくるのでしょうし、情報の収集・分析を入り口にして、それぞれの体系の施策というところに割り振っていけるのかなという感じは持っております。

○丸山部会長 よろしいでしょうか、林委員。いや、事務局としてはかなりフレキシビリティを持っていると。

もう少しご意見はあるかと思いますが、もう一つの関係者との協力・連携というところもございまして、先にちょっとそちらをやって、後でもう一度全体的なものがありましたら見ていただきたいと思うので、申しわけありませんが、ちょっと先に進ませていただきます。

この戦略的プランの記述の後ろに、先ほど池山委員からご指摘のあった28ページのところなんですけど、このことについて、これは新たに追加されておりますので、事務局から説明いただきたい。その追加をした経緯とか、そういうところも含めてお願いしたいと思います。

○中村食品安全担当係長 では、事務局から説明をさせていただきます。

お手元の28ページをごらんください。この28ページでございまして、今まで都が進めていくべき施策についての考え方ということで取りまとめをしてきたわけでございますけれども、それにプラスといいますか、そもそも食品の安全の確保というのとは何なのかということで、いわゆる行政だけではなくて事業者の方、あるいは都民の方、そういう方たちと理解、協力をしながら進めていくべきであろうというようなこと、審議会の中でもそのようなご意見をいただいていたかと思っております。

改めまして、その都が出していく計画の中に、都としてはまさに戦略的プランを設けて進めていくわけなんですけれども、その戦略的プランを効果的、効率的に進めるにあたって、関係者の方の協力・連携、その考え方というものも計画の中にお示しをし、まさに関係者と連携しながら総合的に進めていく計画ですよというようなものをつくっていただければと考えて、今回、その28ページからの部分を入れたということでございます。

内容につきましては、28ページ、アンダーラインを引いてある部分なんですけれども、「関係者との協力・連携の考え方」ということで、「食品の安全確保は、行政の取組だけで実現されるものではない。都の戦略的プランをより着実に推進し、その目的を達成するためには、すべての都民及び事業者が日常生活や事業活動の中で都の施策へ協力し、積極的な参加を進めることが必要である」と考える。

このため、戦略的プランの推進にあたっては、都の考え方を明らかにするとともに、都民及び事業者など関係者が食品の安全確保に向けた取組や協力を進めるための指針となるような考え方を計画の中で明示することが必要である。

なお、各戦略プランにおける関係者の役割や協力のあり方については、次のように整理されるものとする。「ということで、それぞれ今回3つの考え方を戦略プランの中で示しておりますが、それぞれのプランについての事業者の方の取組でありますとか、あるいは都民の方の協力というような形で箇条書きにさせていただいております。

28ページのほうは、「安全な食品と安心を供給するプラン」ということで、基本的な事業者の自主的な取組を進めていこうという中で、例えば事業者の方には、関係法令等に対する正しい知識の習得をしていただく。

それから、食中毒防止をはじめとした自主的な安全管理の推進。農薬ですとか動物用医薬品、添加物等の適正使用の推進。仕入・販売先の記録でありますとか、あるいは安全管理の状況、いわゆるどんな製造方法でとかいうことですね。そんな状況に関する記録を行うとともに、その保管の促進をしていただくこと。

それから、自主的な安全管理への取組が積極的に進められていますので、それに関する積極的なPRも事業者として進めていただけたらどうかというところでございます。

それから、都民の協力といたしまして、そういった事業者の取組、例えば都の認証制度、登録制度がございますけれども、それに対する情報を商品選択へ活用していただくこと。あるいは、事業者の方が独自の情報提供をされている部分がございますので、そういった情報を仕入れられまして、事業者の方がどういう取組をされているのかということに対する理解の促進をしていただくと、そんなようなことを掲げてございます。

29ページのほうになります。29ページが「悪影響の芽をキャッチして安全を先取りするプラン」という形です。

これに対しまして、事業者の方の取組としましては、都が実施します調査や検査への協力をさせていただくこと。

それから、事業者の方みずから食品の安全に関する情報の収集をしていただいて、もしそういうものの中に違反食品等の可能性があれば、そういうものの自主的な排除をしていただくこと。

それから、事件、事故等、予測し得ないことが発生しますので、その際の迅速かつ適切な対応をしていただくこと。

それから、海外等での生産・製造方法。特に輸入者の方になるかと思うんですけれども、そういうものの確認をしていただいて、国内の規格・基準への適合の確認。

それから、安全な農産物の生産方法に関する指針。これは都が戦略プランの中でつくっていきますということを明示しているわけなんですけれども、そういった指針の積極的な投入をしていただくとか、あるいは、健康食品をはじめとしまして食品に関するさまざまな法

令がございますので、そういうものの知識の習得を進めるということ。

都民の方の協力ですけれども、そういったさまざまな情報なり、調査、検査の結果というものを公表してまいりますので、そういった情報の活用を消費行動につなげていただこうと。

それから、事件、事故等が発生したときに、正確な情報に基づく適切な行動ということですので。風評被害等もございますので、そういうことがないように、適切な行動をしていただこうと。

それから、健康食品に関する正しい理解と推進ということで、実際に健康被害が発生している場合がございますので、そういうものに対する正しい理解をしていただこうという部分でございます。

それから、30ページのほうになりますが、三つ目の考え方としまして、「安全をみんな考え創設するプラン」ということでございます。

事業者の方の取組としましては、都民の方との意見、情報の交流を通じまして、安全な食品のPRでありますとか、あるいは相互理解の推進というものを進めていただこうと。その一環なんですけれども、例えば工場見学でありますとか、あるいは体験農場など、都民が食品に対する理解を深める場の提供を積極的に進めていただければという部分です。

それから、食品表示に関連する法令の正しい知識の習得。

各施設における適正な食品表示を推進する人材の育成。

それから、食品表示に関する消費者からの問い合わせへの適切な対応など、こういうものを進めていただこうということですので。

それから、都民の方の協力ということで、都や事業者の方との情報、あるいは意見交換の場への積極的な参加と、そこでの意見表明という形です。そこで情報なり意見の交流を図っていただければという部分です。

それから、都が実施いたします調査等、これは生活調査員制度等もございますけれども、そういうものへの積極的な協力をいただきたい。

それから、食品の安全確保に向けた都や事業者の方の取組への理解と協力というような部分でございます。

このような考え方等を示すことによりまして、都が進める戦略的プランというものを総合的に進めていければということで、今回ちょっとお出ししたということでございます。

○丸山部会長 ありがとうございます。

ただいまのご提案は、ほかの部分でもこういうところが出てくるんですが、こうした関係者の協力・連携というものを一つまとめてこういうふうに置いたほうがいいのではないかという考えもあって、この部分を新たに追加したということでございます。

これについて、ご意見があったらお聞かせいただきたいんですが、よろしく願います。いかがでしょうか。田近委員、どうぞ。

○田近委員 関係者との協力の中におきまして、以前、部会でのお話でもあったと思います。また、この間のパブリックコメントでも出たことですが、消費者団体の方から、自分たちで第三者のチェック機関をつくりたいというお話があったと思います。それに関しましては、東京都が都民の積極的な参加を進めるという中に、都民自身での監視体制をして

いきたいという場合は、この中の積極的な参加を進めるという中に入るのでしょうか。この考えの中に入っているかどうかをちょっとお聞きしたいんですが。

○丸山部会長 事務局、お願いいたします。

○小川食品監視課長 この表示の中の、都が実施する調査等への積極的な協力と、そちらのほうに入ると思っています。今、消費者の方たちから公募いたしまして、食品表示ウォッチャーのような取組を都は実施しております。そういうようなところに積極的に応募していただいて、それは個人であっても、団体であっても構わないと思うんですが、いずれにしても、そういう活動を都民の協力の一環として行っていくということは、当然、ここの考え方に入ってくると思います。

○丸山部会長 どうぞ。

○田近委員 今お話に出ましたウォッチャー制度などは、現時点でのお話ですが、わりあいと個人的な意見を出しておりますが、それに対する回答というものは、はっきり行政側のほうで出しているという認識はないと思います。

それとはまた別に、消費者のほうで、もっと自分たちで組織を組んで、消費者の目で監視したいという大きな声に対しては、どのようにお考えになっているかを知りたいんですが。

○丸山部会長 消費者のそういう動きに対して、行政としてはどういうふうにお考えになるかということですね。

○小川食品監視課長 今ちょっと監視というふうにおっしゃいましたけれども、監視という話になりますと、これは裏づけが必要になってきます。例えば監視のためにお店に立ち入るといようなことは、臨検検査といまして、法律に基づいた根拠を持った人が、それなりの身分で入ってチェックするということが義務づけられているし、相手の権利を制限するような話になってしまいます。そういう現状を調査するということについては、行政とタイアップしながら行うということであればこれは十分可能だと思うんですが、今おっしゃっているのは、独自にそういう取組を組織的に行って、それを行政側に通報すると、そういうような仕組みか何かをお考えなんですか。そこがちょっとわからないんですけれども。

○田近委員 先日の消費者団体の代表の方のお話にも出たと思うんですが、現在のこの監視体制は、行政のメンバーだけでやっている。その人たちだけではなくて、自分たちもそういうのに参加したいのと、自分たちの消費団体の中でも、もしそういう組織をつくったならば、それに対して行政が共同という形でどのように入ってきていただけるのか。監視というのではなくて、要するに自分たちも市民活動みたいな感じで、自分たちの食の安全ですから、自分たちもその中のシステムづくりに入っていきたいという考えがあって、それを行政のほうに出したならば、それに対してアプローチしていただける考えがあるのかどうかをお聞きしたいんですが。

○小川食品監視課長 2つ考えられると思うんですけれども、1つは、コラボレートという、リスクコミュニケーションの一環として、行政と一般都民の方が一緒になって、監視の体験をするような、監視というのはチェックの方法とかですね、そういう体験学習は、リスクコミュニケーションの一つだと思います。そういうことによって行政との接点を深めていくという方法があります。

もう一つは、どちらかというと施策の要求のように、そういう監視方法ではなまぬるいから、もうちょっとこうしろとか、もうちょっと強めろとか、そういう話になると、独自では皆さん方に権限がないとすれば、事業者の方の権利を侵すことになる場合も出てきますので、それは非常に難しい話だと思います。結局それは都への申出、要するに施策要望とか、そういう中で、具体的なバックデータを示しながら要請するというような、2つの方法が今のところ考えられるのではないかと思います。皆さん方が独自に監視をされることについては、制度的には非常に難しいんじゃないかと思うので、そこら辺のところはもうちょっと慎重に考えたほうが良いと思います。

○丸山部会長 はい、田近委員どうぞ。

○田近委員 すいません、私もまだ詳しくは勉強していませんが、このことに関しては、池山委員のほうでいろいろな情報をお持ちかと思うんですが、できればご披露していただきたいと思います。

○池山委員 あのときに1つの消費者団体の方が発言した内容は、4ページの制度構築のところの第三者のチェック機関が必要であるという、ここですよ。この第三者のチェック機関というのが、どういうことを具体的に言っているのかというのがよくわからなかったんですが、田近委員が質問したら、私たちも参加できるチェック機関とあのときにおっしゃいましたよね。私は、消費者団体というのは、自分たちがやりたかったら、市民的な活動として何でもやれると思うんですよ。だから、自分たちが一般的にこういうものをチェックしたいと言ったなら、何もこういう機関をつくりたいから東京都が認めてくれとかということではなく、やれば良いと思うんですよ。それを行政のところでちゃんと担保されて、私たちのチェック機関は東京都にこれだけ認証されていて、こうやるんだよというふうな形でやるものではないと思うんです。だから、自分たちがこういうのをやりたいといったときに、東京都に、どうしてやったらいいでしょうとか、これについてはどういうふうなやり方があるかとか、それから、こういうことをチェックしたいんだけど、どういうところを見ればいいでしょうとか、そういう情報を提供してもらってやれば良いと思うので、そのところは、私もだからあそこでは質問しなかったんですね。

東京都は、さっきお話になったみたいに、個人で参加できる、何制度でした？

○中村食品安全担当係長 消費生活調査員です。

○池山委員 調査員ですね。もう一つ、福祉保健局のほう、そちらのほうの局でも何かありますよね。同じでしたっけ。一緒になったんですよ。だから、そこへ参加をすればできると思いますし、私はそういうふうに考えているんです。

○丸山部会長 これは連携というところですから、そういうご質問が出たんですが、こうなると行政の役割、消費者のやれることというのは、当然そこにある限界というか、それぞれの役割分担が出てきますから、非常に微妙なところもありますが、分けるべきところは分けざるを得ないということです。そういうことでこの連携のところもつくられているんだとご理解いただきたいと思うんです。

小澤委員、それに関連して、どうぞ。

○小澤委員 確かに、消費者がいろいろな意味で出てアセスメントする、意見を言うというのも大事だと思うんですけど、それをコラボレーションという形であらわすと、それもしばらしいんですけど、ただ、その前に都として、また企業として、正しい情報発信を生

活者にしてあげると、それが前提だと思うんですね。それが不在ではアセスメントできないわけで、しっかりと正しい情報を社会に投げかけてやる。そして、新しいベースができた中で、次の段階でどうかと。まだそこもできていないと、こういう現状でございますから、それをしっかりとまずこの中でやるということが大事だろうと思います。

先ほどトレーサビリティの話がございました。スーパーではやっていますよと。まさにそうございまして、私ども、一昨年からやっておりますけど、ただ、この現実を見た場合、日本チェーンストア協会でございますけど、入っているのは東京で52社なんですね。お店は7,200店あるんです、東京都区部に。7,200店、まずこれをどうカバーしていくか。いろいろなものをつくっても、それがなかなか浸透できない。それに対してどう浸透していくかということ、やる段階では考えなければいけないだろうと。

10月にちょうどマイバッグキャンペーンを東京都でやりました。加盟していないところ80%。これをどうするかという中で、汗を流してやりまして、今年は大成功に終わったと思うんですけど、その辺の情報が伝わらない企業、伝わらないところに、こういう今やっているすばらしいことが伝わるような形を、28ページに書いていましたけど、それにしっかり入れてほしいなということ、私は最初に申し上げたと思います。いくらいものをつくったって一部しか流れていないと、これが今の仕組みだと思うんですね。しっかりと流れるようにしてほしいなと思います。

あともう一つは、東京都は先駆的にすばらしいリーダーシップでやっていて、これはすばらしいと。ただ、他府県とのバランスですね。東京都でこんなことをやっているのに、ほかは何も進んでいないと。だから、ある意味では東京都は衛生国家といえますか、東京都に住めば無菌の中で生活して、何も菌がないと、こういうことはあり得ないわけで。だから、何でもかんでも決めてということはありません。逆に世の中はディレギュレーションで、規制緩和して、ある意味で自由になる。しかし、そこは自己責任で選択するんだと、選ぶ人にも責任があるんだと、それをしっかりとうたってほしいと思うんですよ。何の選択責任もないわけではなく、選んだ人にも責任がある。もちろん、安全を提供する責任はあるんだけど、それを選ぶ権利も持っているわけだから、それには責任と義務というのが生じるわけです。28ページの中に、選択する者の責任と義務というのをやっぱり入れるべきだと、私は最初に申し上げたような感じがするんですけど、これが入っていませんでした。ちょっと申し上げたかったと、こういうことでございます。

○丸山部会長 小澤委員、その選択するということは、いわゆる都民の協力という部分のところ、もう少しそういうことを明記したほうが良いだろうということになるわけですか。

○小澤委員 はい、そうですね。選ぶのは個人ですから。

○丸山部会長 はい。事務局、いかがですか、その点について。

○中村食品安全担当係長 はい、ありがとうございます。

私どもの立場としまして、実は先般つくりました食品安全条例の中に、事業者の方の責務、それから都民の役割という形で、既に規定があります。そういった総論を踏まえまして、今回、この28ページからをつなげている部分もあるわけです。そうしますと、今、小澤委員がおっしゃられたように、義務とか責任というのは、ちょっと条例の趣旨からいってなじまないのではないかと考えております。

○小澤委員　そういうことを投げかけてあげるとのことね。責任という言葉はきついですけど、こういうものですよということは大事だと思うんですね。

○丸山部会長　ありがとうございました。

小川課長、どうぞ。

○小川食品監視課長　適切な情報の提供というのは、これは東京都の責務として明らかにされておりますし、この計画の中にも随所に出てきていると思います。小澤委員がおっしゃったところにつきましては、都民の協力の中に、適切な行動とか、合理的な消費行動の励行とか、そういうような表現もございますので、そういうところである程度読み込めるのかなと考えております。

○丸山部会長　今、小澤委員がおっしゃった、どういうふうに伝えるかということは非常に大事なんですね。いくらいいものをつくっても、それが伝わらなければ何もならないというので、そういう意味では、この関係者の協力・連携という部分は大事なんですね。表現としてどうするかということは、今、適切に私も言えないんですが、いろいろなところでできたもの、あるいは施策を、どういうふうにして、一部の人でなく、すべての人というわけにはなかなかいかないですけど、できるだけ広く、速やかにそれを伝えていくかということは、行政の中で常に考えていただきたいなと思っております。それは委員の先生方皆さん、そういう思いが強いのだろうと思っておりますので、そのあたりは行政のほうも、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

池山委員、どうぞ。

○池山委員　基本計画のところに、そこまで踏み込んで東京都が書き入れるかどうかというのは、私もちょっと疑問なんですけど、28ページのところは、東京都の施策へいかに都民と事業者が協力していくか、そこが食の安全の確保に大きな力を発揮するということなんですけれども、やはり事業者と消費者が連携していくということも、とても大事なことだと思うんです。お互いに情報を交換し合っていくということが。それがだんだん環境問題なんかを皮切りに進んできまして、今、消費者行政の中でも、その辺のところを消費生活対策審議会で諮問をいただいて議論している最中なんですけれども、これは食品の安全のところでもとても大事なところなんですね。だから、それを何も東京都が必要であると書くかどうかというのは別ですけども、消費者と事業者が連携するときに、東京都が、やっぱり積極的な役割、情報を提供していただいたり、仲立ちになっていただいたり、それから1つの事業を消費者と事業者でお互いに交換し合う。いろいろな委員会でそういうふうな場は持っていますけれども、もうちょっと都民を巻き込んだような、そんな事業を行うとか、いろいろやり方があると思うので、計画に書き込むかどうかというのは、私もちょっとどうかわかりませんが、その辺も大事な視点としてお考えいただきたいと思ひます。

○丸山部会長　今、池山委員のお話は、行政の役割というのは、いろいろ利害が対立する部分というのは、どうしても事業者と消費者は出てくる。そういう中でのコーディネート役割ということが行政として非常に重要であるから、積極的にそういうことを取り組んでいただきたいと、こういうご意見かと思ひます。

この関係者との協力・連携の考え方というところ、ほかによろしいでしょうか。松田委員、どうぞ。

○松田委員 私、ほんとうはこういった協力とか連携という言葉、どうもうさん臭い感じがしてあまり好きじゃないんですけれども、これは先ほどからお話があったように、やっぱり消費者の役割というのはきちんと書いたほうがいいんじゃないかと。食品衛生法にももっと勉強しなさいということがちゃんと書いてあると思います。それはやっぱり入れておいたほうがいいんじゃないかと。

それと、都の役割ということで、28ページは普及・拡大するという事にしかなくてないんですけれども、やっぱり制度そのものをきちんと信頼性があるものにするための責任もきっとあるだろうと。普及する以前に都が果たすべき責任というのはあるんじゃないかという気がします。そういうのが全然どこにも書いてないような気がします。

それと、やっぱり、都が何らかのことを都民に協力を要請する場合には、もうほとんどあらゆる情報を都民に提供しなければいけない。事業者の情報であろうが何だろうが、都民が要求する情報は全部都民のほうに開示して、それで都民の方が納得するような、そういう行政じゃないと、都民の協力はきっと得られないだろうという気がします。その辺のことが、どうもこのベン図みたいな格好で、三つが同じような権利で並んでいるような感じがするんですけれども、都は都民と事業者に奉仕するというか、もともとサービスしなければいけない立場のはずなんですけれども、その辺がこれだと何となくよくわかってこないなという気がします。

それと、先ほどの田近委員の、消費者が自分たちで基準をつくって、それを都のほうでどうやってやっていく……もう話が終わってしまったのに、もう一回戻して申しわけないんですけれども、あれは消費者団体の方がやろうと思えば勝手にやって構わないと私も思っています。ただ、それは都のほうの協力というのはきっと得られないだろうと思いますので、それは自分たちで自主的にやって、自分たちが買うものについては、こういうような基準を決めて、それできちっとチェックするというのは個人がやる、あるいは民間の組織がやることで、自由にやって構わないと。

生協とかスーパーマーケットでは今、現にそういうのをやっていますし、都の基準、あるいは国の基準よりももっと厳しい基準できちんとやってチェックしているところは、いっぱいあるわけです。そういうようなところで、具体的にどういうふうにして自分たちの基準が守られているのか、チェックの仕方を教えてくださいと言えば、スーパーマーケットはちょっと教えてくれないかもしれないんですけれども、生協とか、そういうようなところだったら、自分たちはこうやっていますというのはきっと教えてくれるだろうと思います。情報がきちんと消費者に提供されないと、多分この制度というのはいかにかなかなと。

事業者の方から言わせると、こんなもの出せるかとか、事業者と都民とをコーディネートするのは都の役割だって、今、委員長がおっしゃったんですけれども、事業者と消費者である都民というのは、対等な立場じゃないと思うんですね。やっぱり都民のための都政であって、事業者も都民として保護されるべきでありますけれども、事業者の事業というのは必ずしも、都民の安全とか健康の上に保護されるべきものとは違うというような、やっぱりその辺が、農林水産省もこの間BSEの検討委員会に怒られたところだと思うんですね。要するに、消費者の立場にもっとスタンスを移しなさいという指摘は、その辺のことがあって指摘されたのかなと。何となくこれを見ていると、まだ都の行政もその辺か

ら完全にはスタンスを変えられていないのかなというような印象をちらっと受けました。

○丸山部会長 ありがとうございます。

大変厳しいご指摘なんでございますが、この中で、都民の役割というのをもう少し明記してしかるべきだろうというようなことと、それから都の役割というか、責務というか、そういうところは都民のサービスのためにあるべきだという基本的な考え方に立った都の役割ということ、もう少し盛り込むべきだろうというご指摘かと思うんですけど、そのあたりでいかがでしょうか。

○中村食品安全担当係長 はい、まさにそのとおりかと思えます。そういうスタンスがありましたので、今日ちょっと会議の冒頭で申し上げましたが、追加で入れさせていただいた部分で、「現在及び将来の都民の健康を保護するために」という文言を挿入し、まず冒頭でその辺は明らかにさせていただいているかと思えます。

それから、今回、28ページから関係者の協力という形で入れさせていただいたんですが、確かに28ページだけ見ますと、事業者と都民の方の協力という部分しか書いていないんですけども、冒頭に28ページの3に書いてございますとおり、実はその前の1、2がございまして、その1、2の中で都が進めていくべき戦略的プランの中身というものを申し上げております。したがって、その1、2で、都は今後5か年、このような形で重点的、あるいは優先的に都の責務として取り組んでいくべきであると。その考え方を踏まえまして、3の部分、28ページからの部分になりますけれども、ここで関係者との協力のあり方というものをいささか出ささせていただいた。そんな流れで今回つくらせていただいたということでございます。

○丸山部会長 消費者の役割が、もっと勉強しなさいとか、そういうようなところもあっていいんじゃないかというようなことについてはどうですか。

○中村食品安全担当係長 先ほど申し上げましたとおり、食品安全条例の中で、都民の方の役割というのが3項目ほど規定があるんですけども、その中で、やはり正確な知識の習得をというのがございますので、その部分については、もうちょっと具体的なものを書いていければなと思っております。

ただ、30ページのほうを見ますと、情報とか意見交換の場へは積極的な参加というような部分がございますけれども、例えば学習の機会ですとかも都のほうとして設けてまいりますので、そうしたものへの積極的な参加とかいうことは書き込んでいけるのかなとは思っております。

○丸山部会長 池山委員、どうぞ。

○池山委員 私も、あのときぱっと見て、何だ、東京都の役割がどこにあるかというふうに見たんですけども、当然それは今おっしゃったみたいに、1、2のところをきちっと責任を持って行政として実施するんだということが前置きにあってこれが出ている。そのためにも、行政の取組だけで実現されるものではないということだと思っておりますが、この前の3の関係者との協力・連携のところ、ちょっとその辺のところは書いていただいたほうが読んだときにわかりやすいので、お書きいただけないでしょうか。

○小川食品監視課長 補足させてください。

このページを書くときに、都の取組というのを実は入れていたんですね。しかし膨大な量になってしまって、前と重複してしまうということがあったものですから、この1の安

全な食品と安心を供給するプランという形でくくってしまっていて、あとは前を読んでもいただければわかるというふうにしましたが、確におっしゃるとおり、そのリード文のところに、そういう内容のことがあったほうが、よりわかりやすいということと、誤解を招かないということがわかりました。

それから、松田委員のおっしゃった、このベン図の、もうちょっと工夫の余地がないだろうというのは、おっしゃるとおりだと思います。私どもは、三者同等で、一緒に取り組もうというのが条例の基本的なスタンスですので、こういうふうな書き方をしておりますけれど、確かに中身が随分少ないような感じがいたしますし、都というのは、都民、事業者をどちらかという下支えするような取組というのは重要だと思っております。特に情報の提供ということは、今までもやっていますけれども、これまで以上に重要になってくるかと思っております。その辺は十分考慮して、もうちょっと検討したいと思っております。

○丸山部会長 ほかにいかがでございましょうか。交告委員、どうぞ。

○交告委員 都民の協力について、もう少し何か書くべきではないかということであったんですが、先ほど小澤委員のご発言を正確に理解したかどうかわかりませんが、消費者の側の選択の責任ということを書きたくておっしゃったと思います。その根底には、やはりリスクセンスという問題があると思います。リスクセンスという言葉が通じるものであればそのまま書きたいんですが、私の言っているリスクセンスというのは、どんなものでもそれなりにリスクがあるということです。例えば砂糖でも食べ過ぎれば危険ですから、結局、何でも口に入ればそれなりに危険があるということとをみんな認識しなければいけないということ、29ページの都民の協力のところの合理的な消費行動の励行というところの前あたりに、リスクセンスの<sup>かんよう</sup>涵養とでも書くと、小澤委員がおっしゃった選択の責任ということがもうちょっと明確になるんじゃないかと思っております。

都民だけではなく、国民全体がリスク感覚、リスクセンスを持つということが予防原則の大前提だと私は理解しておりますので、やはりその点をきちっと書いていただきたいと思っております。危ないものからちゃんと対処していくんだということが大切なんですよね。そうでないと、どれも危ない要素はあるんだけど、そのうちで危ないことがはっきりしているものから行政は手をつけていきますということが正当化できないんですよ。どんなものにも危ない要素があるということをおっしゃっていただかないと。ですから、それを書き込むのがいいと思っております。

○丸山部会長 今、交告委員がおっしゃったのは、食品安全基本法ができた趣旨もまさにそこにあるわけだと私個人的には理解しているんですね。要するに、絶対的な安全はこの世の中に存在しないんだと。そういうふうにしたまかかると大変きついですけれども、突き詰めてしまえばそういうことである。ですから、できるだけその事実のもとに、そのリスクをどうやったら低減していくかということが大事なんだと。そのためには、科学的な根拠を持ってそれに対応していかうとしてできたのが、食品安全基本法の一番のもとだと思っております。ですから、今、交告委員がおっしゃったリスクセンスという表現を使うかどうかは別として、また、安全は絶対ないんだというような書き方がいいかどうかは別として、今、交告先生がおっしゃった、そのリスクセンスを<sup>かんよう</sup>涵養していくということをおっしゃった、やっぱりここにあったほうがよろしいのかなと。都民に対する啓蒙ということでは、一番そのところが根本なんじゃないかなというふうにして、そこをあまり避け

ないで出していいんじゃないかなと。私、あまり個人的な意見を言うべきじゃないのかもしれませんが、そういうのがあってもいいのかなと。それを出すことが正直なんじゃないかなという感じがいたしますが、いかがですか。

○小澤委員 入れなきゃいけないですよ。今のいろいろな世の中の流れを見ていますとね。

○丸山部会長 いかがですか、そういうことに対して。

○林委員 ちょっと関連してよろしいですか。

○丸山部会長 林委員、どうぞ。

○林委員 お二人のおっしゃることはそのとおりだと思うんですけど、そうすると、実はそれは東京都の施策として、そういうリスク感覚を持つような施策を展開するという立て方がこの計画の立て方だろうと思うんですね、私は。となると、またもとへ戻って、リスクコミュニケーションの枠組みも非常に重要な課題だということになりますね。そうしますと、この戦略プランなり、基本施策のリスクコミュニケーションのほうに、そのところはきちり書かないとまずいのではないかと思うんです。事業者と消費者は基本的に非対称性な関係を持っているわけですから、それを十分踏まえた上での責任論という展開が必要だと思います。それは、東京都としてそういう消費者の現状を踏まえた上で、どのようにリスクコミュニケーションを展開していくのかという、東京都の課題としてはね返ってくるんじゃないかと私は思いますけど。

○丸山部会長 この部分だけではなくて、全体的なところに影響が出るし、特にリスクコミュニケーションのところ、今まで書いてきたところが少し問われてくるというご指摘なんですか。いかがなんでしょうか。

○小川食品監視課長 リスクコミュニケーションのところにつきましては、戦略プランとして今お示ししておりますけれども、まだどういうものがリスクコミュニケーションのあり方として確立されているかというところは十分わかっておりませんので、私どもとしましては、次年度あたり、皆様方のご意見を聞いて、ある程度審議を深めていただきたいと思っております。審議をする際の視点みたいなところに、リスクセンスの<sup>かんよう</sup>涵養というような、そういうベースとなるような概念というんでしょうか、考え方というものが必要だということは、今ある程度わかりました。それから、私どものほうとしましては、リスク情報の積極的な提供というのがその前段にあって、それがリスクコミュニケーションを進める上での重要なファクターだということは、もう前々から食品安全情報評価委員会のほうからもそういう提示をいただいておりますので、中身とすれば、私ども東京都のこれからやろうとしている施策と別にバッティングする話ではないと思います。

ですので、その辺のところの盛り込み方につきましては、ちょっとまたご相談させていただきたいと思っておりますけれども、基本的には、先生方のお考え方を取り入れていきたいと考えております。

○丸山部会長 林委員、それは矛盾ではないんだろうと思うんですね。

○林委員 ええ、矛盾ではありません。もう少し東京都の仕事として書くべきことがあるんじゃないかなと思うんです。

○小川食品監視課長 戦略的プランの中の、要するに都の取組の中にですね。そういうところに、パラレルなものになっていないといかんということですね。

○林委員 ええ。

○丸山部会長 池山委員、どうぞ。

○池山委員 先ほど松田委員が、情報のことについて、都はとにかく情報については消費者にすべてオープンにすることが必要だというお話だったんですけども、関係者との協力・連携で、1の安全な食品と安心を供給するプランの都民の協力の「都の認証制度や登録制度に関する情報を商品選択へ活用」ということと、29ページの悪影響の芽をキャッチして安全を先取りするプランの「都が公表する情報の活用と合理的な消費行動の励行」のところとの差というのがよくわからないんですけども、この辺はどう考えたらよろしいのでしょうか。

○丸山部会長 事務局、お願いいたします。

○中村食品安全担当係長 28ページのほうですけども、28ページの情報というのは、いわゆる日常的な管理の方法でありますとか、そういう情報ですね。29ページのほうは、どちらかというリスク情報というような形で考えております。もともと表題自体が28ページのほうは安全な食品と安心を供給するプランということで、いかに安全な食品をつくり、安心をお届けしているかというような情報です。29ページのほうは、先ほど申しました、いわゆるリスク情報でありますとか、あるいは事件とか事故のそういった危害情報というんですか、そういうものというような形で考えております。またその辺の表現は考えていきたいと思えます。

○池山委員 それで、これを明確に分ける必要があるのかどうかというのが、私にはよく理解できないんですけども。行政側のほうだと、かなり厳密に、ここはここ、あそこはあそこと分けられるんですけども、私たち消費者としては、そこまで読み込んで、これはどっちである、あれはどっちであるということはわかりづらいので、そこら辺ももうちょっと工夫をしていただきたいと思えます。

○丸山部会長 ご提案としてよろしくお願ひいたしたいと思えます。

ほかにはございますか。かなり根本的な部分が今日図らずも出てきてしまったわけですが、そうしますと、表現の仕方なんかについても、今、事務局のほうで工夫をしてみますとおっしゃったので、また事務局のほうでは、少し作業していただかなければいけないと思うんですね。次の検討に入るときに、もう部会を経ずに親会のほうにぼーんとこれを出してしまうんですか。もう一回この部会をやるわけですね。そこに訂正案を示していただいて、親会に上げるのは最終的にこうですというのをやる作業があるわけですね。

○中村食品安全担当係長 その辺は、資料3のところちょっとスケジュールをつけさせていただいていますので、そこでまたご説明をいたします。

よろしいでしょうか、ご説明をさせていただいてしまって。

○丸山部会長 すいません、スケジュールの説明をお願いします。

○中村食品安全担当係長 資料3というのが1枚、一番最後についているかと思えます。今、部会長のほうからちょっとご質問がございましたとおり、今回の部会が最後ではございませんで、今いただきました意見を踏まえまして、もう一度事務局のほうで報告案の中身について精査をさせていただきたいと考えております。それを踏まえまして、年明け、一応今のところ1月11日を予定してございますが、第6回検討部会を開催したいと考えております。こちらのほうで部会としての最終報告のとりまとめという形です。

したがいまして、12月の上旬か中旬にかけてになるかと思いますが、一応、事務局のほうで考えました案を、また各委員に送らせていただきまして、年内ぐらいにご意見をいただければというような形にさせていただきたいと考えております。

○丸山部会長 ありがとうございます。

私はこの資料3というのをちょっと見なかったものですから、どうも失礼しました。

そういうことですので、もう一回検討する機会がございます。事務局で今日のお話をまとめて、皆さんのほうに資料をお配りできる機会はあるということですので、またそこで十分ご意見をいただきたいと思いますと思っております。

ほかに、全体的なことを通して、また、今日言い忘れたとかということがありましたらお受けしたいと思っております。高濱委員、どうぞ。

○高濱委員 全体的なことですが、資料1に、「中間のまとめ」に対する意見がいろいろ並べられていますけれども、この中のNo.10とかNo.11とかNo.15の関連です。先ほど松田委員からお話がありましたように、ダブルスタンダードという議論ですが、これはほんとうに事業者側にとっては問題でございます。輸入される食品が大変多いわけでありまして、そういうものについては、基本的には水際できちっと抑えていただいて、そこで厳しい検査をしていただくということが重要であると考えております。水際での検査と、自治体でやっておられる収去検査との食い違いがありますと非常に困るわけございまして、そういうことをこの意見の中にも書かれているわけです。そういう意味で、自治体である東京都と国との役割分担は大変大事かと思っております。

また、4ページのところに、「国との役割分担を踏まえ」という記述がございますが、これにつきましては、ダブルスタンダードは避けるという意味だとは思いますが、さらに具体的にお書きになるのであれば、「食品安全基本法や食品衛生法等の国の法律の大きな枠組みの中で、国の基準を前提とし」とか、そういうことを補っていただければいいんじゃないかと思っております。

それから、「自治体レベルでの」とございますのは、東京都だけが突出して、ほかの府県がそれについていけないということでは、食品の生産、流通がうまくいかないと思いますので、「他の自治体との連携」とか、そういうことを少し補っていただいたほうがいいのではないかなと思っております。

それから、先ほど交告先生がおっしゃいましたリスクセンスというのは、大変重要な御指摘と思っております。食品のリスクの問題も大切ですが、食品のリスクの問題と、食品以外のいろいろなリスク、例えば環境のリスクの問題というのは、相互に密接な関係があるんじゃないかなと思うんですね。例えば農薬なんかもそうですけれども、農薬は使わないにこしたことはないんでしょうけれども、仮に農薬が有効に使われなくなると、おそらく農業生産の効率性という面が悪くなるわけです。そうなりますと、これだけ多くの世界の人口を抱えている中で、これだけの人口に食料を供給しようと思えば、農地面積を拡大しなくてははいけません。そうすると、森林を破壊するとか、そういうことも必要になるわけでありまして、森林の破壊ということになりますと、地球温暖化の問題とか二酸化炭素の削減の問題、そういうものにも絡んでくるわけでございます。食品のリスクという問題も、他の分野のリスクとトータルに見なければいけないと思っております。そういうリスクセンスということも皆さんにわかっていたいただきたい。そういうことも書き込んでいただけ

ればと思っております。

ただ、この「中間のまとめ」は基本的な考え方を示すものですので、あまり具体的なことまでは書けないとは思いますが、リスクセンスという中には、おそらくそういう問題も含まれているんじゃないかなと思います。

それから、最後になりますけれども、戦略的プランの30ページですが、「工場見学や体験農園など都民が食品に対する理解を深める場の提供」ということに関連して、私どもが実施したことを若干紹介したいと思います。別にこれを具体的に書いてほしいというわけではありませんが、単身者が利用する機会の多いコンビニを活用いたしまして、私ども、食育のための事業をやりました。食品を3分類いたしまして、「体をつくるもとになる食品」、それから「体の調子を整えるもとになる食品」、それから「エネルギーのもとになる食品」というふうに3分類して、コンビニで売っている食品がどれにあたるのかマークをつけました。そして、このマークを見ながらバランスのいい食生活のできるように、購入する食品の組み合わせを考えてほしいという、そういう事業を、デイリーヤマザキさんとサンデリカさんのご協力を得て、都内4か所のコンビニで実施したわけです。まだ結果は出ておりませんが、非常に反響がありまして、単身者の購買活動にも何らかの影響があったということがございます。食の安全ということに直接は関係ありませんけれども、コンビニを活用した食教育ですか、そういうことも考えられるんじゃないかなということ、1つの事例として紹介させていただきました。

以上でございます。

○丸山部会長 ありがとうございます。

○交告委員 すいません、時間がないんですけど、1分だけ言わせていただけますか。

○丸山部会長 はい、どうぞ。

○交告委員 大変申しわけございません。1分で済ませますが、予防原則の話は、林先生、もうほんとうにやらなくていいのでしょうかということの確認なんですけどね。要するに、予防原則の話はもうさんざらやったとおっしゃったんですけど、それは、条例の概念として取り入れるには、ちょっと不明確過ぎるから差し控えようということだったのでは…。

○林委員 条例のことですか。

○交告委員 ええ、そうです。ただ、そのソフトの面では頑張らなくてはいけないとおっしゃっていたように記憶していますので。この前の意見を聴く会とき、予防原則の言葉を入れたほうがいいんじゃないかという意見がありましたので、私は入れないほうがいいと思うんですが、それならそれで説明しなければ、発言された方はやはりがっかりされると思うんですよ。ですから考えなければいけないんですが、私の理解では、予防原則ということを行っていると思うんですよ、11ページの表現は。つまり、皆さん、科学的知見ということと予防原則は相反するものと考えられていて、研究者の中でも、環境基本法に科学的知見の充実の下にという言葉があるので、日本の法制度は予防原則を否定したんだという理解があります。たしかこの意見の中の41なんかもそうだし、林先生が科学的知見が不確実な段階で未然的な措置をとるのが予防原則の考え方だとおっしゃったのも、そういう理解ではないかと思います。ところが、私の理解では、リスクの原因とか内容とか程度が不確実であるというのが科学的知見であるということなので、11ページの最新

の科学的知見に基づきというのは、現在のところは不確実であるという理解に基づきということになり、これは十分予防原則になっていると私は読んだのです。

でも、普通の人はそう理解しないので、例えば私のように理解するとすれば、最新の科学的知見というところの前に、「危険の原因、内容、程度がよくわからないというのが科学的知見であるような状態もあることにかんがみ」とか、そんなような言葉を入れるということが都の考え方を示す上では必要なんじゃないかなと思います。これをきちっと議論しておくことが必要ではないでしょうか。

○丸山部会長 よろしいですか。そこのニュアンスが林先生とちょっと違うところがあるかもしれませんが、林先生も決してそういう予防原則を入れていないんじゃないだとは思っていらっしゃると思います。ただ、その予防原則という言葉、都のほうでは、先ほど中村さんが説明されたように、とっている。その不確実なものを、これは科学的な知見に基づいてそうなっているんだと。これは十分予防原則の考え方の中に入っているよということを、やっぱりそれをわかりやすく、誤解のないように表現していくということが大事なんだろうと思います。大事なところですので、林先生、何かあったらどうぞ。

○林委員 いや、私はだから科学的知見のすべてとは言わないけれども、その多くには不確実性が伴うものだという理解ですよね。よくわからないところがあるんだから、その不確実性の度合いに応じて、より安全に配慮した施策を行うべきだ、リスク管理を行うべきだと、こういう考え方ですけれども、これで間違っているかどうかということですね。

○丸山部会長 よろしいんだろうと思うんです。

○交告委員 いや、間違っていないんです、それで。ただ、科学的知見が不確実じゃなくて、不確実であるというのが科学的知見だと理解すれば、11ページは予防原則ととれるということをお願いしたいのです。

○池山委員 それは、でも、そういうふうに、結論はわかりませんね、どうなっていくのか。

○林委員 やはりそういうことを明示的に書かれたほうがいいと思いますよ。

○丸山部会長 よろしいですか、事務局は。先ほども中村さんのほうから都の考え方というのをお示しいただいたので、ただ、それをいろいろなふうにとられたらこれは困るので、今のこの議論を踏まえてご検討いただきたいと思います。

ちょっと時間がオーバーしているんですが、湯田委員、何かございましょうか。

○湯田委員 事業者の立場で言わせてもらえば、これからこの計画に基づいた実行をしていくことになろうかと思えますけど、この中でも幾つかは現在もやっております。そういうことを、よりもっとこれからレベルアップしてやっていかないといけないのかなと、そんなことをちょっと感じております。

○丸山部会長 ありがとうございます。

先ほどの今後の計画のところも話していただきましたが、もう一度、親会に上げる前に論議をしたいと思しますので、皆さんに前もって資料をお配りできるんですね。それを見ていただき、今日までのいろいろなディスカッションを通じて、また積極的なご意見をいただきたい。次回は、もうそれをまとめて親会に出す最終的な作業にしたいと思っております。

どうしても何かご意見がありましたらお受けいたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと時間を過ぎてしまい、司会の仕方がまずくて申しわけございませんでした。今日の議論は以上にさせていただきたいと思いますので、事務局のほうにマイクを移させていただきます。ありがとうございました。

○小川食品監視課長 大変長い時間、本当にありがとうございました。今日も非常に実のあるご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

先ほど中村が申しましたように、年明けの1月11日火曜日の午前10時から、第6回検討部会を開催する予定でございます。今、部会長におっしゃっていただきましたように、それまでの間に今日いただいた内容等を踏まえて、事務局で報告案の修正をいたしまして、皆様方に事前に送付させていただきます。あと、また個別にも、文言等でお話をお伺いすることがあるかもしれません。そういうことを踏まえまして、次回の部会には、ぜひとも報告案という形をとりまとめていただきたいと思いますので、ご協力をどうかよろしくお願いいたします。

それでは、本日は長い間ありがとうございました。これで終了させていただきます。

— 了 —